



国自安第28号  
平成28年6月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）の一部改訂について

自動車運送事業者には、事業用自動車の運転者に対して、当該自動車運送事業に係る主要な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられており、当該指導監督の指針として、貨物自動車運送事業者に対しては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「告示」という。）が定められているところです。

上記については、平成21年3月にとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」において、実効性のある指導監督が行えるよう指針のマニュアルを策定することが提言されたことから、平成24年3月に実施マニュアルが策定されているところです。

今般、車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車の免許受験について、18歳以上であれば運転経験を問わずに可能とする新免許区分（準中型免許）が創設されること等を踏まえ、告示の改正を行ったところであり、併せて当該マニュアルを一部改訂いたしました。

つきましては、各事業者が事業用自動車の運転者に対して指導監督を実施する際には、各社の運行実態を考慮し、各社独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用されますよう貴傘下会員に対し周知をお願いいたします。

**自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う  
一般的な指導及び監督の実施マニュアル**  
**《第1編 概要編》**



**トラック事業者編**

## 本マニュアルについて

本マニュアルは、トラックにより運送事業を行う事業者が、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針／平成13年8月20日国土交通省告示第1366号」(以下「指導・監督指針」)に基づき実施することとされている運転者に対する指導及び監督の実施方法を、わかりやすく示したもので

本マニュアルに基づく指導及び監督を確実なものとするには、トラック事業者は指導及び監督を実施する運行管理者等に対して、必要とされる技能及び知識を習得させるとともに、常にその向上を図るよう、努めさせることが必要となります。

### 【指導・監督指針の目的】



### 【指針第1章－1】

トラック事業者が行う運転者に対する指導・監督は、安全輸送を心がけるための知識を身につけさせることを目的に、継続的かつ計画的に実施しましょう。

トラック運転者は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的・気象的状況のもとで運転したりすることから、道路の状況及びその他の運行の状況に関する判断や、高度な能力が要求されます。

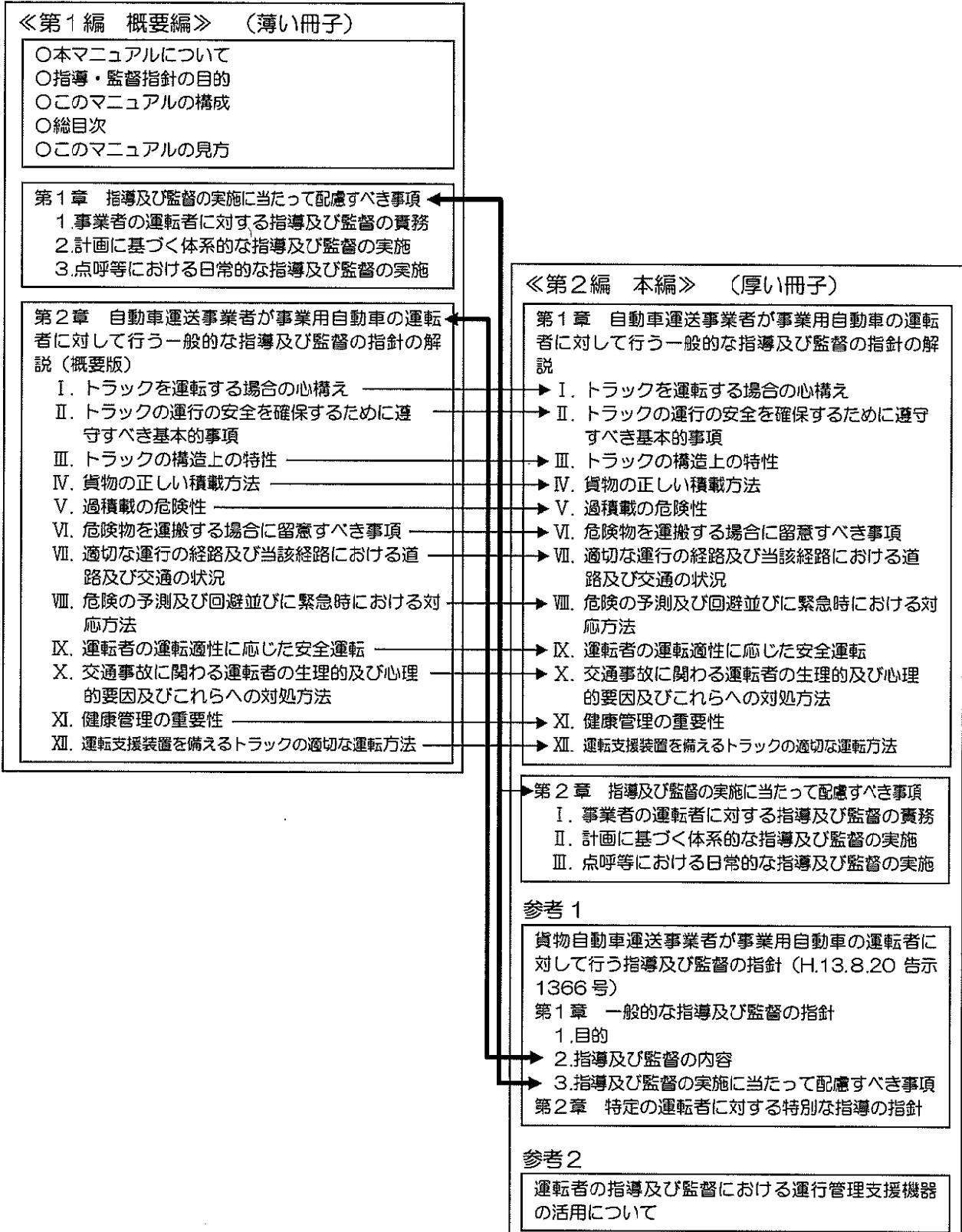
このため、トラック事業者は、トラック運転者に対して、交通事故の有無に関わらず、継続的かつ計画的に指導・監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成していく必要があります。

そこで、トラック事業者がトラック運転者に対して行う“一般的な指導・監督”は、「貨物自動車運送事業法」等の法令に基づく運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能・知識を習得させることを目的として行います。

※詳細な指導内容については例示となっておりますので、各事業者が自社の実態や自社のマニュアル等の内容を加えて活用してください。

## このマニュアルの構成

このマニュアルは、大きく2編で構成しています。第1編は、概要編であり、指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項、指導及び監督指針の解説の概要版となっています。日常的にご活用ください。また、第2編は、指導及び監督指針の解説の本編となっています。運転者に対する指導及び監督の詳細マニュアルとしてご活用ください。



## 総　目　次

### **第1編 概要編**

#### **第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項**

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務 | 1 |
| 2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施  | 2 |
| 3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施 | 6 |

#### **第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説（概要版）**

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| I. トラックを運転する場合の心構え                   | 7  |
| II. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項     | 8  |
| III. トラックの構造上の特性                     | 8  |
| IV. 貨物の正しい積載方法                       | 9  |
| V. 過積載の危険性                           | 9  |
| VI. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項               | 10 |
| VII. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況     | 10 |
| VIII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法        | 11 |
| IX. 運転者の運転適性に応じた安全運転                 | 12 |
| X. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 | 12 |
| XI. 健康管理の重要性                         | 13 |
| XII. 運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法          | 13 |

### **第2編 本編**

#### **第1章 一般的な指導及び監督の指針の解説**

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| I. トラックを運転する場合の心構え                   | 1   |
| II. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項     | 10  |
| III. トラックの構造上の特性                     | 20  |
| IV. 貨物の正しい積載方法                       | 33  |
| V. 過積載の危険性                           | 42  |
| VI. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項               | 48  |
| VII. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況     | 55  |
| VIII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法        | 63  |
| IX. 運転者の運転適性に応じた安全運転                 | 79  |
| X. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 | 87  |
| XI. 健康管理の重要性                         | 98  |
| XII. 運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法          | 104 |

#### **第2章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項**

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| I. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務   | 109 |
| II. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施   | 111 |
| III. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施 | 116 |

参考① 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 117  
参考② 運転者の指導及び監督における運行管理支援機器の活用について 125

## ■このマニュアルの見方

○各項において、指導の主旨やねらいを、青点線の枠で「指導のねらい」として整理しています。  
この内容を踏まえた上で、指導を行いましょう。

### 指導のねらい

「トラック輸送は我が国の経済を支え、事業用トラックはその主流である」など、  
トラックによる貨物輸送が.....

○各項で重要な内容として指導すべき事項については、「ポイント」として整理しています。この内容を基本に、運転者への指導を具体的に実施しましょう。



### ポイント

国内の貨物輸送の約9割は、トラック輸送が担っており、.....

○指導・監督時に活用できるよう、運行管理支援機器の活用方法を、以下のような赤点線枠内に例示しています。また、参考として巻末に運行管理支援機器について整理しております。



### ドライブレコーダーの映像に見るヒヤリハット事例

■ドライブレコーダーは、自動車の走行中の前方、室内、後方などの映像を記録するとともに、走行中の映像と連動した速度やブレーキ、方向指示器などの使用状況、加速度センサーによる衝撃情報、GPS.....

○青点線枠内には、指導時に参考としていただきたいトピックやその他事例などを紹介しています。さらに、下段欄外などには、活用できる情報や参考となるホームページアドレスなども紹介しています。



### 被害軽減ブレーキ

大型トラックの追突事故は多数の車両を巻き込んだ重大事故となる場合が多く、その対策として、.....



### これを活用！

トラック輸送産業の実態について  
は、.....  
.....



日本のトラック輸送産業の実態については、以下をご参照ください。

■(公社)全日本トラック協会 HP (<http://www.jta.or.jp/index.html>)

■国土交通省自動車局 HP ([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html))

○法令に基づき、遵守すべき事項については、以下のようなマークをつけています。



## 第1編／概要編 目 次

### 第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務     | 1 |
| 1.1 事業者の指導及び監督の責務           | 1 |
| 1.2 運転者が違反した場合の事業者の責務       | 1 |
| 1.3 計画に基づく体系的な指導及び監督の必要性    | 1 |
| 1.4 点呼等における日常的な指導及び監督の必要性   | 1 |
| 2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施      | 2 |
| 2.1 運転者毎の特性の把握              | 2 |
| 2.2 運転者毎の重点項目の設定            | 4 |
| 2.3 指導及び監督の実施計画の作成          | 4 |
| 2.4 特定の運転者に対する指導            | 5 |
| 2.5 運転者の理解を深める指導及び監督の実施     | 5 |
| 2.6 指導の内容を運転者に理解させるための手法の活用 | 5 |
| 3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施     | 6 |
| 3.1 日常的な指導及び監督の目的           | 6 |
| 3.2 点呼における指導及び監督            | 6 |
| 3.3 点呼時に行った指導及び監督の記録        | 6 |

### 第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説（概要版）

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| I. トラックを運転する場合の心構え                   | 7  |
| II. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項     | 8  |
| III. トラックの構造上の特性                     | 8  |
| IV. 貨物の正しい積載方法                       | 9  |
| V. 過積載の危険性                           | 9  |
| VI. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項               | 10 |
| VII. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況     | 10 |
| VIII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法        | 11 |
| IX. 運転者の運転適性に応じた安全運転                 | 12 |
| X. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 | 12 |
| XI. 健康管理の重要性                         | 13 |
| XII. 運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法          | 13 |

# 第1章 指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

## 1. 事業者の運転者に対する指導及び監督の責務

### 1.1 事業者の指導及び監督の責務

トラックの運行の安全を確保するために、トラック事業者は、運転者に対し、安全運行に必要な技能と知識を習得させ、他の運転者の模範となるべき運転者を育成するという重要な役割を果たす責務を有しています。

この責務を果たすためには、運転者が理解できるよう、参加・体験・実践型の指導方法を取り入れるなど、その手法を工夫するとともに、社会情勢の変化に対応した内容とするため、関係行政機関・団体等から幅広い情報を収集することが必要です。

また、指導・監督を実施する指導者の質の向上を図るために、指導及び監督の内容、手法に関する知識や技能を習得し、常にその向上を図るよう努めることが必要です。



### 1.2 運転者が違反した場合の事業者の責務

運転者が酒気帯び運転、スピード違反や放置駐車の繰り返しなど、貨物自動車運送事業法、道路交通法やその他の法令に基づき、遵守すべき事項に違反した場合には、トラック事業者も、その指導及び監督の責任から処分を受けることとなります。

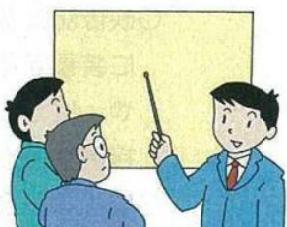
運転者に違反を起こさせないためにも、運転者に対する指導及び監督を継続的かつ計画的に実施していくことが必要です。

### 1.3 計画に基づく体系的な指導及び監督の必要性

トラック運行の安全性を向上させるためには、運転者に対して必要とされる知識及び技能を習得させることが必要です。このため、これらの内容について体系的かつ継続的に指導及び監督を実施するための計画を作成し、これを確実に実施することが必要です。

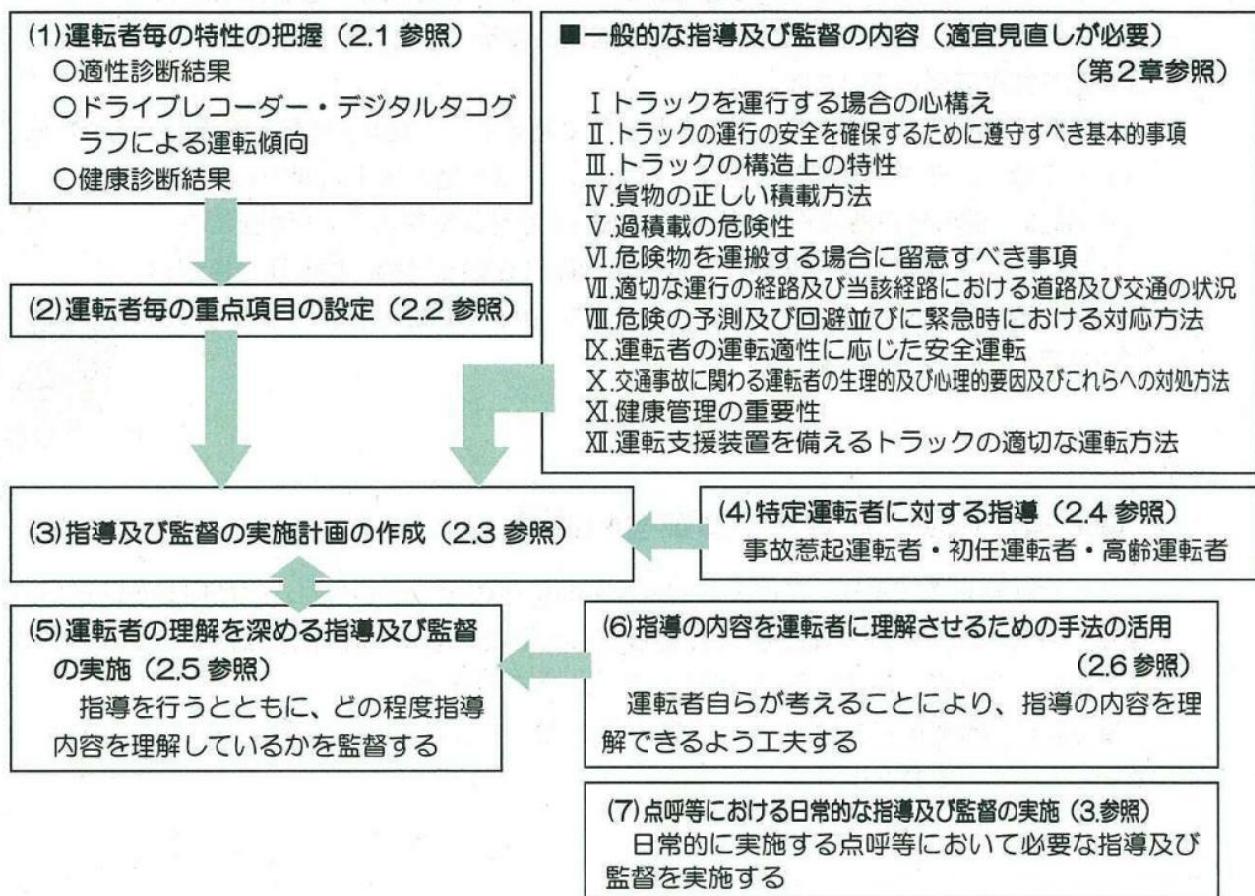
### 1.4 点呼等における日常的な指導及び監督の必要性

天候や道路の状況、その他運行に関する状況が運行ごとに異なることから、点呼等の場において、その運行ごとに必要な指導及び監督を日常的に実施していくことが必要です。



## 2. 計画に基づく体系的な指導及び監督の実施

運転者に対する適切な指導及び監督を継続的に実施していくには、それぞれの運転者の特性に応じた指導及び監督を、以下の手順を模範にしながら、計画的に実施することが有効です。これにより、網羅的な指導及び監督が可能となります。



### 2.1 運転者毎の特性の把握

運転者に対してどのような事項に着目して指導及び監督を行うべきなのかを見出すためには、各運転者の普段の運転の傾向や健康状態をつかむことが必要です。運行データ、健康診断記録などから運転者毎の特性を把握しましょう。

- 運転者の運転傾向について把握するため、適性診断の結果を活用することが効果的です。
- 映像記録型ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ（デジタル式運行記録計）を車両に装着することにより、運転者自身の運転の状況、さらには事故や、ヒヤリハット（運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触する恐れがあると認識した事例）のデータを活用できます。
- 健康診断及びストレスチェックの結果などにより、運転者の疾病等の状況についても把握しましょう。





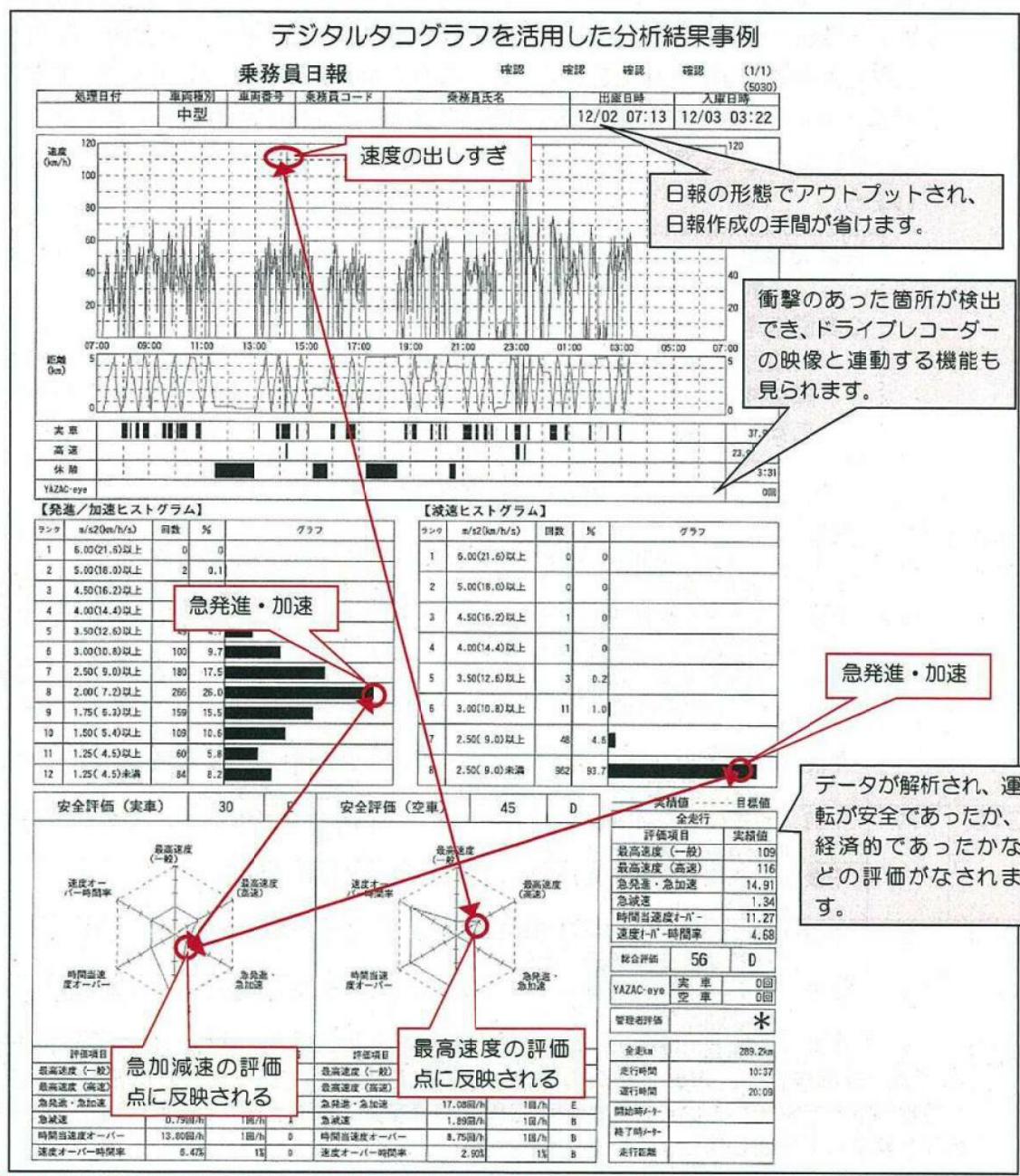
## ドライブレコーダーの映像による事故・ヒヤリハットの収集

- ドライブレコーダーは、事故やヒヤリハットにおいて急ブレーキの衝撃を受けると、その前後の映像を記録・保存等するもので、併せて加速度、ブレーキ、ウインカー等の使用状況などのデータを取得できるものもあります。



## デジタルタコグラフのデータを用いた運転状況の把握

- デジタルタコグラフは、時間、距離、速度等のデータのほか、エンジン回転数、アイドリング時間等のデータも記録される車載器です。記録したデータはメモリーカードや通信によってパソコンにも記録され、データ解析が瞬時にできます。
- 運行データから、普段どのような運転をしているかがわかり、運転者のくせを見出せます。



## 2.2 運転者毎の重点項目の設定

運転者に対する指導を効率的に行うため、指導及び監督の内容の中で重点項目を定めましょう。

○適性診断やドライブレコーダー等の記録、健康診断結果等により把握した、運転者の運転傾向や健康状態を踏まえつつ、指導及び監督の内容の中で特に強化すべき事項を抽出し、重点項目としましょう。

## 2.3 指導及び監督の実施計画の作成

指導・監督指針の内容を網羅的に指導するとともに、運転者毎の重点項目を指導するための計画を立てましょう。

○指導・監督指針の内容について、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者が習得できるよう、計画（年間、月間、週間など）を立てます。

○指導計画は、指導・監督指針の内容を全て網羅していることを確認しましょう。

○指導内容に応じて、個人的な指導がよいのか、集団で指導するのがよいのかを検討しましょう。

◇個人指導

一対一で運転者の特性に合わせた指導を行います。

◇集団指導

集団に対する指導や、運転者同士のディスカッションにより、理解を深めます。他の運転者の意見も聞くことができ、ひとりよがりにならずに安全について認識を深めることができます。

指導及び監督計画の例

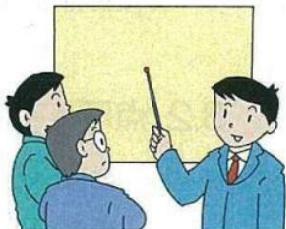
| 月日  | 曜日 | 時間 | 教育内容                              | 備考                         |
|-----|----|----|-----------------------------------|----------------------------|
| ○/○ | 月  | 午前 | トラックを運転する場合の心構え                   | 安全運行の心構え等                  |
|     |    | 午後 | 健康管理の重要性                          | 個々の運転者の状態に応じた個別指導等         |
| ○/○ | 火  | 午前 | トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項      | トラック運行に係る法令、安全な運転方法等       |
|     |    | 午後 | 危険予測及び回避                          | ヒヤリハット等に基づく危険予知訓練等         |
| ○/○ | 水  | 午前 | トラックの構造上の特性                       | トラック・トレーラの特性に合わせた運転等       |
|     |    | 午後 | 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 | 過労運転防止の注意、飲酒や薬物による危険運転の防止等 |
| ○/○ | 木  | 午前 | 貨物の正しい積載方法<br>過積載の危険性             | 正しい固縛の方法、過積載の危険性について等      |
|     |    | 午後 | 危険物を運搬する場合に留意すべき事項                | 危険物の取扱い等                   |
| ○/○ | 金  | 午前 | 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況       | 適切な運行経路について等               |
|     |    | 午後 | 運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法            | 運転支援装置の正しい理解等              |
| ○/○ | 土  | 午前 | 運転者の運転適性に応じた安全運転                  | 適性診断結果等に基づく個別指導等           |

※定期的に計画を立て、指導・監督の内容を網羅的に実施していくことが必要です。上記は、1週間で指導を実施していく場合の教育日程の例です。スケジュールについては、運転者の勤務状況を考慮して作成しましょう。

## 2.4 特定の運転者に対する指導

特定の運転者（事故惹起運転者・初任運転者・高齢運転者）については、一般的な指導とあわせ、それぞれ特定の内容による指導を適性診断の結果を踏まえて実施することが必要です。これらについても、指導のための計画を作成しましょう。

|         |  |
|---------|--|
| 事故惹起運転者 | 事故を引き起こした後、再度トラックに乗務させる前に特別な内容で指導をする必要があります。                     |
| 初任運転者   | 原則、初めてトラックの運転者に選任する前に、特別な内容で指導をする必要があります。                        |
| 高齢運転者   | 適性診断結果が判明した1ヶ月以内に、適性診断結果を踏まえ、身体機能の変化、安全な運転の方法などについて指導をする必要があります。 |



## 2.5 運転者の理解を深める指導及び監督の実施

指導の内容に対する運転者の理解を深めるためには、運転者に対して網羅的な指導が実施されているか、運転者が指導の内容を理解しているかを確認することが重要です。

- 運転者の理解を深めるため、指導をわかりやすく行うだけでなく、運転者が指導の内容をどの程度理解しているかを常に監督し、必要に応じて更なる指導を行うことにより、運転者が指導した内容を確実に実施できるようにしましょう。
- 運転者に対して行った指導及び監督の内容を記録して保存し、運転者が継続的に指導及び監督を受けることが確認できるようにしましょう。

## 2.6 指導の内容を運転者に理解させるための手法の活用

運転者に対して指導を行う際には、単に一方的に講義を行うだけでなく、運転者自らが考えることにより、指導の内容を理解できるように工夫することが必要です。

- 交通事故については、事例を取り上げ、その発生要因及び再発防止のための取組みについて、イラスト、映像等の運転者の事故の発生状況についての理解を助けるための教材を用いて、運転者を少人数のグループに分けて話し合いをさせることができます。
- 車両の特性については、実際に車両を用いて、トラックの車高、視野、死角、内輪差、制動距離等について確認させることができます。

### 3. 点呼等における日常的な指導及び監督の実施

#### 3.1 日常的な指導及び監督の目的

天候や道路の状況、その他の運行に関わる事項などについては、運行ごとに異なることから、乗務ごとに指導及び監督を実施していくことが必要です。運行前後の点呼には対面による点呼が義務付けられていることを説明しましょう。

#### 3.2 点呼における指導及び監督

##### (1) 乗務に関する指導及び監督

乗務前の点呼においては、当該業務による運行時の安全の確保に必要な指導を行います。

- 混雑や工事・規制などの道路の状況から、運行時の安全を確保するために配慮すべき事項などについて指示します。
- 気象から予測される危険性などについての注意を促します
- 運行速度、休憩時間などの指示を行います。

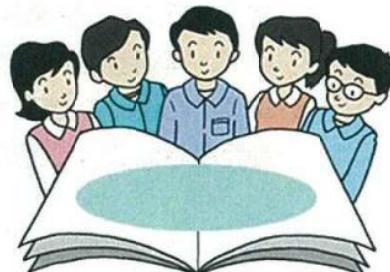
##### (2) 運転者の状態を踏まえた指導及び監督

点呼において、運転者から疾病、疲労等により安全な運行ができない恐れがあるかについて報告を受けるとともに、運行管理者が酒気帯びの有無、運転者の健康状態、疲労の度合い、睡眠不足、異常な感情の高ぶり、歩き方、顔色などを確認します。不審な点があれば、運転者に対して質問しましょう。

確認の結果を踏まえ、所定の指導を行いますが、場合によっては、運行の中止や交替運転者が必要になることもあります。

#### 3.3 点呼時に行った指導及び監督の記録

点呼時に運転者に対して行った指導及び監督の内容の記録を保存し、運転者に対して行った指導及び監督の内容が確認できるようにしましょう。



## 第2章 一般的な指導及び監督の指針の解説(概要版)

- ◆ 指導及び監督において、以下の内容を運転者に指導し、認識を共有することにより、これを徹底しましょう。
- ◆ これらの内容は、交通事故の発生状況等に応じて、適宜見直しましょう。
- ◆ 指導及び監督を実施する際には、これらの内容を一年間で確実に実施しましょう。
- ◆ 新たに雇い入れた者（初任運転者）に対しても、当該事業者において初めてトラックに乗務する前にこれら全ての内容を実施することが必要です。
- ◆ 指導及び監督を行った日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存することが義務付けられています。

### I. トラックを運転する場合の心構え

【指導・監督指針第1章2-(1)】【本編第1章I】

#### (1) トラック輸送の社会的重要性

##### ● トラック輸送の社会的に重要な役割

トラック輸送は、日本経済を支える物流基盤として、緊急・救援物資輸送を行うライフラインとして社会的に重要な役割を果たしているとの自覚を促しましょう。



##### ● トラック事故が社会的に及ぼす影響の大きさ

トラックの大きな車体は、大きな事故を引き起こす可能性があり、また、道路交通量の中でトラックの走行は大きな割合を占めているため、トラック事故が社会に与える影響の大きさを理解できるよう説明しましょう。

#### (2) トラック事故の社会的影響

##### ● トラックの運転が他の運転者に与える影響の大きさ

トラックは、一般乗用車の運転者から見れば、車体の大きさ、長さなどの違いから、恐怖の対象と見られかねません。相手の立場に立った運転を心がけるよう指導しましょう。

##### ● 模範となる運転者としての心構え

トラック運転者は、プロの運転者であるからこそ、模範となる運転者として、他の運転者の手本となるべき安全でマナーの良い運転や、健康管理を心がけるよう指導しましょう。

#### (3) 交通事故統計を用いた教育

トラックによる交通事故の発生傾向を把握し、交通事故抑止のためにより一層の努力が必要であることを共有しましょう。また、事業者ごとに運んでいる荷物や走行する経路が違うことから自社や関係地域における事故の発生状況を調査・分析し、事故の実例を指導監督に活用することが必要です。

## II. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

【指導・監督指針第1章2-(2)】【本編第1章II】

### (1) トラック運行に係る法令

#### ● 貨物自動車運送事業に係る法令

貨物自動車運送事業に係る法令としては、「貨物自動車運送事業法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

#### ● 自動車の運転に係る法令

自動車の運転に係る法令としては、「道路交通法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

### (2) 義務を果たさない場合の影響の把握

トラックの運転者が法令による義務を果たさない場合に生じる交通事故の実例を説明することなどにより、義務を果たすことの重要性を理解するよう指導しましょう。



これを活用！

交通ルールについては、運転免許更新時に配布される「交通の教則」に詳細なルールがまとめられています。

## III. トラックの構造上の特性

【指導・監督指針第1章2-(3)】【本編第1章III】

### (1) トラックの特性に合わせた運転

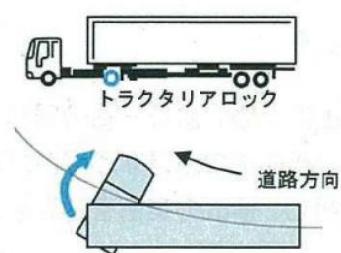
トラックは、車高が高い、車長が長い、車幅が広い、死角が大きい、スピードの影響が大きいなどの特徴があることを十分理解させ、法定速度の遵守、十分な車間距離の確保、右左折時の十分な減速などの運転を徹底するよう指導しましょう。



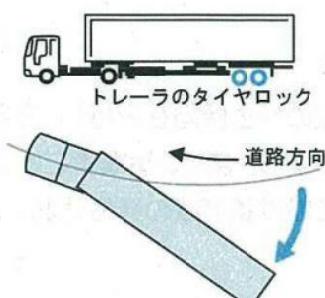
### (2) トレーラの特性に合わせた運転

トレーラは、トラックと比較して内輪差や死角が大きいだけでなく、横転しやすい特徴、また、ジャックナイフ現象などの特有の現象について事故事例を説明する等して、急のつく運転はせず、ブレーキには特に注意した慎重な運転を心がけるよう指導しましょう。

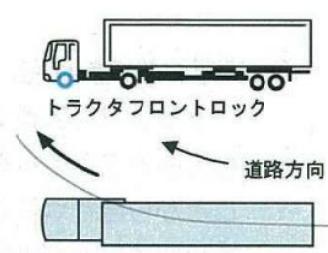
ジャックナイフ現象



トレーラスイング現象



プラウアウト現象



### (3) 貨物の特性を理解した運転

貨物積載時と空車時では運動性能等に違いが生じることや、高重心の貨物や液体貨物の積載時には横転の危険性が増すなど、貨物の内容や特性により適切な運転を行うことが必要であることについて理解を深めましょう。

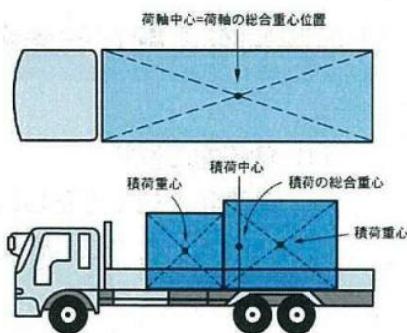
## IV. 貨物の正しい積載方法

【指導・監督指針第1章2-(4)】【本編第1章IV】

### (1) 偏荷重の危険性

偏荷重が発生する要因は、積荷の積み方や固縛が十分でないことによる、運行中の荷崩れによるなどが挙げられ、偏荷重が発生すると、車体に負荷がかかるなどの危険性が高いことを、事故事例を説明する等して理解するよう指導しましょう。

積付け時に確認する重心位置



### (2) 安全輸送のための積付け・固縛の方法

積載制限として、長さ・幅・高さなどの制限が規定されているなど、積載のルールが定められており、積荷の形状に合わせ、正しい方法の積付け・固縛を行うことが必要であることを、事故事例を説明する等して理解させ、ルールを遵守して偏荷重の起こらない積付けを行うことの必要性を指導しましょう。

### (3) 荷崩れ防止のための走行中の注意点

荷崩れが起きた場合の危険性について事故事例を説明する等して理解させ、慎重な走行を心がけることが必要です。

- ・ハンドル操作をゆっくりとする（急なハンドル操作はしない）
- ・余裕をもった運転で、急ブレーキはかけない。
- ・走行の途中には必ず積荷の固縛の状態を点検します。
- ・高速道路では特に固縛をしっかりとし、積荷に配慮した運転をします。

## V. 過積載の危険性

【指導・監督指針第1章2-(5)】【本編第1章V】

### (1) 過積載による事故要因と社会的影響

過積載によって、車両は事故を招きやすい状態となることを事故事例を説明する等して理解させ、過積載によって生じる事故は社会的影響が大きく、危険について理解を深め、過積載運行を行ってはならないとの意識を形成しましょう。

過積載に係る運転者に対する罰則又は反則行為に関する処理

| 過積載の程度     | 大型車・中型車 |         | 普通車 |         |
|------------|---------|---------|-----|---------|
|            | 点数      | 罰金又は反則金 | 点数  | 罰金又は反則金 |
| 10割以上      | 6点      | 罰金      | 3点  | 35,000円 |
| 5割以上 10割未満 | 3点      | 40,000円 | 2点  | 30,000円 |
| 5割未満       | 2点      | 30,000円 | 1点  | 25,000円 |



### (2) 過積載による罰則

過積載運転により、運転者には違反点数・罰金又は反則金などの罰則が科せられ、過積載と認められた場合には、警察による措置について確認しましょう。

### (3) 過積載の防止

積載量の制限は、車両によって異なることから、これを正しく理解し、適正な積載量での運行が必要であることを認識するよう指導しましょう。

## V. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

【指導・監督指針第1章2-(6)】【本編第1章V】

### (1) 危険物の性状

危険物に対する正しい知識として、危険物の種類、その危険性、その性状などについて理解させるとともに、危険物の性状に合わせた対処方法を含めて、運転者の理解を深めましょう。

### (2) 危険物輸送の基本事項

危険物の輸送には、危険物取扱の資格が必要となり、運転にあたっては、安全確認を十分に行い、必要な備品、携行品を確認するよう運転者に周知・徹底しましょう。万が一、事故が起こった場合には、適切な処置を行い、被害を拡大させないとの重要性を指導を通じて確認しましょう。

### (3) タンクローリー運行上の注意事項

特に、タンクローリーは、危険物を運搬している場合が多く、また横転の危険性が高いことから、十分に注意し、慎重に運行することが必要であることを、事故事例を説明する等して指導を通じて確認しましょう。

## VII. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

【指導・監督指針第1章2-(7)】【本編第1章VII】

### (1) 適切な運行経路の選択と経路情報の把握

安全な運行を行うためには、運行前に道路状況、気象状況、ヒヤリハット等の危険地点などの情報の入手、安全な経路の検討などを行う必要があり、適正な運行経路の選択の必要性を実感できるような指導を心掛けましょう。

### (2) 許可運送における経路選択

許可運送は、規定法令の制限を超えた積載物を運送するため、特殊な運行となり、許可証の携行、指定条件の遵守、道路状況の事前確認などが必要であることを周知徹底しましょう。

## VIII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

【指導・監督指針第1章2-(8)】【本編第1章VIII】

### (1) 危険予測運転の必要性

事故を起こさない運転をするためには、「危険の予測」即ち、見えない危険を読む力を持つ、相手の特性を理解する、気象状況や周囲の状況に目を配ることが必要である意識を、事故事例の説明を通して共有し、運転者の理解を確認しましょう。

### (2) 危険予測のポイント

道路には、歩行者、自転車、二輪車・原付、他の車両などが行き交っていますが、それぞれの行動特性を理解することで、走行時に配慮ができ、事故を回避する運転が可能となることを、運転者は指導を通して確認し、今後の運転に生かしましょう。

また、悪天候や夜間においては、事故発生のリスクが高まります。どのようなリスクがあるのかを理解することで、危険への配慮とともに、慎重な運転の心がけにより事故が回避できることを指導しましょう。

### (3) 危険予知訓練

「危険予知訓練」は、実際に、トラック運行の交通場面では、どのような危険があるか、どのような運転をすればよいのかを考える訓練です。集団教育等に活用し、運転者に危険回避方法などを指導しましょう。

### (4) 指差呼称及び安全呼称

日常点検や運転行動、固縛作業を一人ひとりの運転者が確実に実施するために、「指差呼称」や「安全呼称」を習慣化することが有効であることを指導しましょう。

### (5) 緊急時における適切な対応

#### ● 交通事故や車両故障が発生した際の対応

交通事故が発生した場合には、運転者は即座に「負傷者の救護」、「道路上の危険の除去」、「警察への報告」、「事業者への報告」等を行わなければならないことを指導しましょう。

#### ● 自然災害の発生に備えた対応

運転者は、大雪、地震等の自然災害の発生に備えた平常時からの気象状況等の収集・把握から自然災害に遭遇した際の対処方法に関する指導を行うことが大切です。

■ ドライブレコーダーの映像を用いた危険予知トレーニング  
実際の映像に基づく訓練は、事故の危険性を実感でき、また事故が起きた要因を深く検証できます。



資料提供：(独)自動車事故対策機構

## IX. 運転者の運転適性に応じた安全運転【指導・監督指針第1章2-(9)、第2章4】【本編第1章IX】

### (1) 適性診断の必要性

「運転者適性診断」は、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者が受診することが義務付けられています。また、一般運転者に対しても、運転者のくせを科学的に測定できることから、運行の安全確保に役立っています。運転者の診断を徹底して励行させ、診断結果を日々の指導や教育時などに活用するとともに、運転者には結果を真摯に受け止め、自覚させることが大切です。

### (2) 適性診断結果の活用方法

運転者適性診断の結果は、それぞれの運転者が適性に応じて、配慮すべき事項はさまざまとなります。診断結果を活かして、自分のくせを理解・克服するよう、指導・監督を行っていくことが必要です。



これを活用！

(独)自動車事故対策機構 (<http://www.nasva.go.jp/fusegu/tekisei.html>)、  
ヤマト・スタッフ・サプライ株 (<http://www.y-staff-supply.co.jp/safety/>)  
では、適性診断結果の活用講座などを実施しています。

## X. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

【指導・監督指針第1章2-(10)】【本編第1章X】

### (1) 交通事故の生理的・心理的要因

事故の原因となる生理的・心理的要因としては、過労状態であること、飲酒、運転技能への過信、あせる気持ち、興奮状態などさまざまであり、どういう状態がこのような要因を生むのか、運転にどのような影響を及ぼすのかを事故事例を説明する等して詳しく指導しましょう。

### (2) 過労運転防止のための留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に規定されている拘束時間・休息期間を遵守するとともに、早めの休憩を取り休憩時には身体を動かす、2時間に1回は15分以上の休憩をとるなど、過労とならない運転を心がけることが必要なことを説明しましょう。

また、日常生活も運転に影響を及ぼします。健康管理を怠らないだけでなく、疲労や悩みを運行に持ち込まないよう、過労による事故事例を説明する等して指導し、運転者に徹底を促しましょう。

#### ■ 「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」

厚生労働省では、医学研究の結果等に基づいた「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」を公表しており、ドライバー自身がセルフチェックできるようになっています。



これを活用！

「働く人の疲労蓄積度セルフチェック（働く人用）」は、厚生労働省のHPに掲載されています。  
(<http://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>)

### (3) 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点

体内に入ったアルコールはすぐには消えません。乗務予定を正確に把握し、乗務前日からは飲酒、酒量を控えることが必要なことを認識するよう指導しましょう。

## XI.健康管理の重要性

【指導・監督指針第1章2-(11)】【本編第1章XI】

### (1) 健康起因の事故と健康管理の必要性

疾病が要因の交通事故が多くなっています。特に、脳や心臓の疾患、糖尿病などを要因としている事故が多く、心臓疾患は運転者の死亡率も高くなっています。

併せて、運転者に対するメンタルヘルス不調の予防対策が求められています。心身の健康管理のためには、定期的な健康診断およびストレスチェックの受診を徹底させ、注意事項が指摘された場合には、必ず適切な治療をするよう指導しましょう。

### (2) 健康管理のポイント

心身の健全を保つとともに、プロの運転者として規則正しい生活を心がけ、自己の健康を管理していくことが大切さを徹底して指導しましょう。

運行管理者は、運転者に対して、疾病の運転に対する影響、体調の異常を感じた場合の対応などについて指導の徹底を図っていくことが必要です。

## XII.運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法

【指導・監督指針第1章2-(12)】【本編第1章XII】

### (1) 運転支援装置に係る事故の事例

運転支援装置に関する性能の理解不足や過大評価により事故が発生する可能性があることを、事故の事例を説明することにより指導しましょう。

車両メーカー毎に性能に違いがあることや一般的な認識と正確な性能や作動条件には違いがあることを知ることが重要です。

### (2) 運転支援装置の性能および留意点

衝突被害軽減ブレーキ等の代表的な装置の説明に加え、自社の車両に搭載されている運転支援装置の性能や適正な使用方法を説明しましょう。